

社会福祉法人比布町社会福祉協議会  
非常勤役員等に係る報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条の規定に基づき非常勤役員に対して支給する報酬、費用弁償の額並びにその支給について定めるものとする。

(報酬)

第2条 会務の統括と会の運営に重責を担う会長、副会長に対し次の報酬を支給する。

会長	月額	38,000円
副会長	〃	20,000円

2 報酬は就任した月にあつては、その当月分の金額を、職を離れたときは、その日までを日割りをもって計算した金額を支給する。

(費用弁償)

第3条 理事、監事、評議員並びに各種委員等が理事会、評議員会及び各種委員会等に出席したときは、次のとおり費用弁償を支給するものとする。

区 分	1日当たり費用弁償額
理事及び監事・心配ごと相談員	4,000円
評議員・福祉委員 委員会委員 苦情解決第三者委員	3,000円

- 2 特殊な場合に係る費用弁償は、予算の範囲内で会長が定め支給することができる。
- 3 会長及び副会長には支給しない。

附 則

この規程は、平成13年6月8日より施行し、平成13年4月1日より適用する。

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、平成16年10月1日より施行する。

この規程は、平成16年12月20日より施行し、平成16年4月1日より適用する。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。